

現物市場の機能強化に向けた売買制度の見直しに伴う  
業務規程等の一部改正について

2023年9月20日  
株式会社東京証券取引所

I. 趣旨

当社は、業務規程等の一部改正を行い、2024年11月5日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、次期売買システム稼働に伴う現物市場の機能強化に向けた売買制度の見直しを行うために、所要の対応を行うものです。

II. 改正概要

1. 取引時間の延伸

- 立会市場の売買立会（国債証券を除く）における、午後立会の取引時間について、午後0時30分から3時30分までとします。

- ToSTNeT市場における単一銘柄取引及びバスケット取引の取引時間について、午前8時20分から午後6時までとします。

- ToSTNeT市場における終値取引（当日終値、後場VWAP及び終日VWAP）の取引時間について、午後3時30分から4時30分までとします。

2. クロージング・オークションの導入

- 株券の立会市場の午後立会の売買立会終了時の売買において、クロージング・オークションを導入します。ザラバ取引の終了時（午後3時25分）から、5分間の注文受付時間（プレ・クロージング）を設けた後、3時30分に板寄せを実施します。

- プレ・クロージングに板登録された注文（プレ・クロージング開始時に板登録された引け条件付き注文及び不

（備考）

- ・業務規程第2条第1項第1号等

- ・ToSTNeT市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第10条第1項

- ・ToSTNeT市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第11条第1項第3号

- ・業務規程第2条第1項第1号

- ・業務規程第10条第3項第3号

成注文を含みます。)は、同時呼値注文として扱います。

- ・ 売買成立可能値幅内では板寄せの条件を充足しない場合でも、当該値幅の上限（下限）値段において約定処理の対象となる注文が存在する場合には、当該値幅の上限（下限）値段を約定値段として、時間優先により約定処理を行います（特別約定）。

### 3. その他

- ・ その他所要の改正を行います。

## Ⅲ. 施行日

- ・ 2024年11月5日から施行します。

※ ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、2024年11月5日から施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行します。

・ 業務規程第12条  
第7項第2号

以 上